**＜介護保険負担限度額認定申請書を提出する際に必要なもの＞**

※□に✔をしてください。

□ 介護保険負担限度額認定申請書　　※市役所に設置（インターネットにも掲載）

□　同意書（金融機関等への残高照会のための）　　　※ 上記申請書の裏面です

□　資産申告（確認）書類（写しで可）　**※窓口にて職員がコピー対応もいたします。**

（1）預貯金通帳等（普通・定期）　（本人+配偶者）　 **※所有する全ての通帳**

（２）有価証券（株式・国債等）残高証明書　　　等　（本人+配偶者）

※詳細は裏面表１に記載していますのでご確認ください。

※生活保護受給者の方は資産申告書類は不要です。

□　通帳は必ず申請直前にＡＴＭや窓口で記帳されたものを提出してください。

**注意　長期間記帳がされていない場合、原則受付できません。例年窓口で受付の際、長期間記帳がされていないため受付ができないケースが多数見受けられます。**

**上記添付書類に加え、本人が提出する場合と代理人が提出する場合それぞれ**

**次の書類が必要です。**

**【本人が提出する場合】**

　　　□　個人番号（マイナンバー）関係書類

本人及び配偶者の個人番号通知カード　または　マイナンバーカード

※個人番号が分からない場合などで記載されていない場合でも、申請は受理します。（個人番号が未記入の場合、個人番号関係書類の提示は必要ありません。）

□本人を証明する書類

**【1点でよいもの】**　※官公庁等が発行した写真入り証明証等

（例）マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳等

**【2点必要なもの】**　※官公庁等が発行した書類等

（例）介護保険被保険者証、健康（後期医療）保険証、介護保険負担割合証、年金証書等

**【本人以外が提出する場合】←家族等が代理で申請する場合はこちら**

　　　□本人及び配偶者の個人番号通知カード　または　マイナンバーカード

※個人番号が分からない場合などで記載されていない場合でも、申請は受理します。（個人番号が未記入の場合、個人番号関係書類の提示は必要ありません。）

□本人からの代理権を確認できる書類

委任状、限度額認定証（有効分）、介護保険被保険者証

**裏面もあります**

□提出者（代理人）の身分証明証

**【1点でよいもの】**　※官公庁等が発行した写真入り証明証等

（例）マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳等

**【2点必要なもの】**　※官公庁等が発行した書類等

（例）介護保険被保険者証、健康（後期医療）保険証、介護保険負担割合証、年金証書等

裏面

**【郵便で申請する場合】**

**郵便で申請をする場合は申請書と表面の添付書類のコピーを添付してください。**

※□に✔をしてください。

□申請書の記入漏れが無い（預貯金額、その他の資産等の記入欄等）

□配偶者がいる場合は配偶者の分も記入してある。

□裏面の署名欄も記入してある。

□表面でチェックした書類のコピーを同封している。

□通帳のコピーは①口座名義人・口座番号・金融機関・支店が記載されたページ②直近の最終残高の記録から概ね３ヶ月前の記録が載ったページ③定期預金が後ろのページにある場合は当該部分のページをコピーしてください。

|  |
| --- |
| **表1　添付書類（必要に応じて添付）** |
| **申告する項目** | **必要となる添付書類** |
| 世帯分離している配偶者等の課税状況 | 配偶者の税証明（1月1日に市内に住んでいた方は原則不要です） |
| 本人及び配偶者の資産状況 | 金融機関等への残高照会のための同意書（上記記載の同意書） |
| 　 | 預貯金（普通・定期） | 通帳の写し（インターネットバンクの場合はウェブサイトの写しでも可） | 銀行等名称・支店名・口座番号・口座名義人・残高が分かるようにしてください。 |
| 有価証券（株式・国債・地方債・社債など） | 証券会社や銀行の口座残高の写し |
| 金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属 | 購入先の銀行等の口座残高の写し |
| 投資信託 | 銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し |
| タンス預金（現金） | 自己申告 |
| 負債（借入金・住宅ローンなど） | 借用証書等 |